

令和3年度決算審査 監査意見への回答

| 監査意見 | 回 答 |
|---|--|
| <p>○ 総務課</p> <p>(1) 時間外手当について、通常分、コロナワクチン対応で増加している。働き方改革関連法時間外労働上限規制（月 45 時間、年 360 時間）を超える職員がいるようであるが、今後は業務内容の見直し、繁忙期の応援体制を含む庁内課内での OJT の実践など、風通しのよい職場づくりによって業務の平準化を目指し、働き方改革に努め、職員の健康管理への配慮を願いたい。</p> <p>○ 財務課</p> <p>(1) 長期継続契約について、平成 17 年に条例制定し運用しているが、かなりの期間経過していることや行政の多様化、複雑化などにより、見直すことを検討されたい。</p> | <p>時間外勤務を労働上限規制を超えて行った職員は 10 名でありました。年間 360 時間を超える者はなく、全員、月 45 時間を超える者です。</p> <p>年間を通じて比較的長時間外勤務が多い職場については、令和 4 年度に事務分掌を含めた業務体制の見直しを行いました。OJT はもとより、時期的な業務やイベント等で一時的に時間外勤務時間が増加する職場については、業務や協力体制の見直しを検討してまいります。</p> <p>職員の健康管理についても、日頃からの声かけに加え、面接やストレスチェック、産業カウンセラーによる相談等を実施していますが、今後も配慮に努めてまいります。</p> <p>関係条例については、必要に応じて見直しを検討してまいります。なお、翌年度に渡り契約を締結する必要のある事業については、効率性、経済性等に対して十分配慮するよう各部署に周知します。</p> |

(2) 入札結果による請負率は、一般競争 96.39%、指名競争 83.05%と昨年度とほぼ同レベルである。一般競争入札が高い請負率を示している。今年より総合評価方式の導入を聞いているが、村民の注目するところでもあり、公正性、透明性はもとより、競争性の発揮できる入札方法に取り組みたい。

○ 健康福祉課

(1) 地域生活支援事業ほか7項目の各種事業委託を社会福祉協議会と当初 37,313 千円で一括契約し、精算額 27,143 千円余となっている。コロナ感染症拡大による事業展開縮小と利用者増につながる事業などであるが、10,000 千円余が村への返還となる結果では、予算計上時の一層の精査に努められたい。必要に応じて記録、成果品などの関係資料の提出を求め、確認検証すべきであり、提出された関係資料は委託者が保管すべきである。

○ 教育委員会

(1) 令和3年度定期監査の「給食センター建設におけるボーリング調査」の意見に対し、「長野県住宅供給公社や技術指導員

令和4年度に総合評価方式による学校給食センター建設関連工事の入札を実施しました。引き続き公平性、透明性、競争性を確保するよう入札業務に取り組んでまいります。

コロナ感染症の影響で事業の中断や利用者数が減少したことに加え、感染に関係のない事業においても予想以上に利用者数が減少したものがあり、返還額が大きくなる結果となりました。

このことを踏まえ、令和4年度当初予算の委託料は、事業によっては令和3年度予算より減額したものもあります。令和5年度予算はさらに実績を精査し、慎重に計上してまいります。

また、地域生活支援事業のようにボランティアのマッチングや相談業務、住民活動の取材等随時行う業務については、実績報告の整備が不十分な状況でありました。今後は、活動実態のわかる形の資料の提出を求め、厳正に検査するとともに、適切に保管します。

給食センター事業の設計積算に関する業務については、土木技術指導員、関係課等に合議をしております。

の指導等により、適正な業務の執行に努めていきます」と回答があった。村事務処理規則第3条では、「その事務が他の課等の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係課長等に合議しなければならない」と規程している。上記の内容からも給食センター事業の設計積算業務については、「合議」を徹底されたい。

○ 特別会計

(1) 国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者に対し予防・健康づくり、医療費適正化等の取り組み状況に応じて交付金を交付する制度であるが、本村は管内において評価が低い状況である。とりわけ主な要因は、特定健診・保健指導、収納率や地域包括ケア一体的実施の取り組みとなっている。村民の健康維持、財源確保のためにも関係各課と連携を深め、すぐというわけにはいかないが評価点数のアップを目指し、粘り強く取り組まされたい。また、介護保険の保険者努力支援制度についても同様な取り組みとされたい。

保険者の取組について指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額が交付される令和3年度の取組評価分については、1,000点中616点であり、約630万円の交付を受けました。中でも特定健診・保健指導については、平成30年度の特定健診の受診率や特定保健指導の実施率が指標として採用されており、現状の取組結果がすぐに結果に反映されませんでした。

現在、村では受診率を上げるため、調査票が未提出で受診動向が不明な方には、集団検診の通知を送ったうえで、電話や訪問などで受診勧奨を行うとともに、かかりつけ医での定期受診でも必須項目が検査されていれば特定健診を受診したことになる「みなし健診」の実施や、人間ドッグを受けた方の健診結果をできるだけ多く把握するため、人間ドッグの補助制度について周知し、補助を受ける際には健診結果の添付を必須にして健康相談につなげるなど、

| | |
|--|---|
| <p>○ 全体的事項</p> <p>(1) ファミリーサポート等ボランティア活動の担保について検証されたい。</p> | <p>関係課等と連携して取り組んでいます。また、収納率も令和3年度は、前年度より上がっており、今後は点数が増加することが見込まれ、地域包括ケアの推進や医療（国保・後期高齢）と介護の一体的な実施についても、令和3年度から関係課等と連携をしながら取り組みを始めています。</p> <p>今後も、村民の健康維持と財源の確保等につながる本制度を有効活用するため、関係課等で連携を強化して取り組んでまいります。</p> <p>介護保険の保険者努力支援交付金制度については、取り組み範囲が非常に広範囲ではありますが、現在行っている取り組みについて不明な点は県に確認するなどして、着実な点数の増加に努めてまいります。</p> <p>介護保険についても関係課等と連携して、有効性の高い項目について優先的に実施するように努めます。</p> <p>ファミリーサポートは、会員が安心して活動ができるよう、保険に加入しています。保険料は村負担です。</p> <p>内容は、会員が負傷した場合の傷害保険、協力会員が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任保険、また、預かった子供の加</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(2) 補助金交付について、所管課は交付規則・要綱等に規定する趣旨、補助対象経費や補助率等の要件に基づき、提出書類を含む実績報告等を審査し、事業の内容、成果が交付目的、条件に適合しているかを判断し額を確定している。一部補助対象としない支出もあったが、全庁的には概ね良好であり、引き続き事業の効果、妥当性について検証されたい。交付要綱等の定期的な見直しも必要で、適切な支給をされるよう取り組まれたい。</p> | <p>害事故や感染症に関して見舞金が支払われる制度にも加入しています。</p> <p>移動サービス専用自動車保険の制度もありますが、保険料の面と、ファミリーサポートを定住自立圏事業として実施しているため、伊那市と箕輪町との関係から、現在は加入しておりません。しかしながら、会員の自動車を利用して送迎を行うことが増加してきていることもあり、今後、加入について検討を行う必要があると考えます。</p> <p>また、ファミリーサポート事業における保険制度について、協力会員へは会員登録時に説明を行っていますが、依頼会員へは詳しく説明する機会を設けていないため、援助活動の事前打合せ時などを利用して両者への説明を徹底してまいります。</p> <p>申請団体への補助金交付要件の説明不足、また確認不足な点もあり、一部の申請団体へ負担をかけることができました。</p> <p>引き続き申請団体への丁寧な説明と、実績報告書等の確認を確実にいき、適正な補助金交付に努めてまいります。</p> <p>また、事業の目的や効果等を検証したうえで、事業者の適切な補助金の活用に配慮してまいります。</p> |
|--|--|